

栃木労働局「今月(2月)のおすすめ情報」を紹介します。

【掲載場所】

栃木労働局トップページ > 今月のおすすめ情報



①【緊急事態】労働災害増加に歯止めがかからず！特に冬季は転倒リスクが高まります。転倒災害防止の徹底をお願いします。

- ① 新型コロナウイルス感染防止対策を徹底しつつ、基本的な安全管理の徹底、リスクアセスメントの実施、全員参加による労働災害の防止への取組など、労働災害防止に向け一層の対応をお願いします。
- ② 冬季は、積雪や凍結により転倒リスクが高まります。特に、屋外通路、駐車場、建物の出入口は注意が必要です。「あわてず、あせらず、あなどらず」を肝に銘じつつ、転倒災害防止の徹底を図りましょう。2月は特に次の取組を心掛けて下さい。

- 時間に余裕をもって、急がず、小さな歩幅で歩きましょう
- 屋外通路や駐車場などは除雪・融雪し、凍結防止剤を散布しましょう
- 凍結しやすい場所などの危険マップを作成し、適切な履物を着用しましょう



② 業務によってコロナ感染した場合、労災保険給付の対象となります！

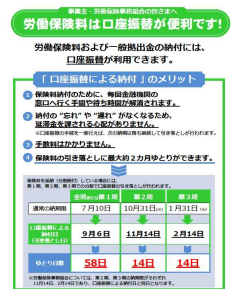
- 業務により新型コロナウイルスに感染した労働者は、**業種、職種を問わず労災保険給付の対象**となります。最寄りの労働基準監督署にご請求ください。
- 「感染経路が特定できない」、「会社からの証明が受けられない」等でお悩みの方は、労働局又は最寄りの労働基準監督署にご相談ください。



③ 労働保険料は口座振替が便利です。

労働保険料及び一般拠出金の納付には、**口座振替が利用できます。**

- ★ 保険料納付のために、金融機関の窓口へ行く手間や待ち時間が解消されます。
- ★ 保険料の引き落としに最大約2か月ゆとりができます。
- ★ 来年度の年度更新概算保険料の口座振替の申込締切は、**令和4年2月25日**



<口座振替の詳細はこちら>

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/hoken/hokenryou/index.html

④ 建築物等の解体・改修工事の石綿事前調査結果の電子報告がはじまります！

令和4年4月1日以降に着工する、解体・改修工事を対象に、石綿事前調査結果を労働基準監督署に報告する制度がはじまります。

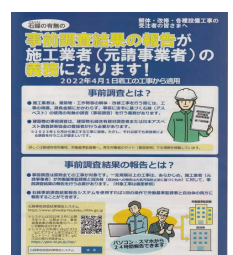
【①報告が必要となる工事や報告手続(石綿事前調査結果報告システム)】

<https://www.ishiwata-houkoku.mhlw.go.jp>



【②石綿（アスベスト）情報、関連法令及び関連資料・データ集等（石綿総合情報ポータルサイト）】

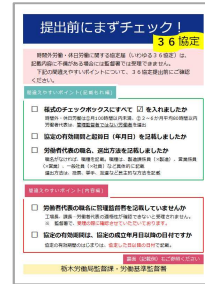
<https://www.ishiwata.mhlw.go.jp/result-reporting-system/>



⑤ 36協定届の提出前にまずチェック！

時間外労働・休日労働に関する協定届（いわゆる36協定届）について、間違いやすいポイントを記載したリーフレットを新たに作成しました。

リーフレットをご活用いただき、労働基準監督署への届出前に、事前のチェックをお願いします。



⑥ 雇用維持の確保を支援します！

◆ 雇用調整助成金・緊急雇用安定助成金（休業等による雇用維持）

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、事業活動の縮小を余儀なくされた事業所で、休業等により雇用維持を図る事業主に対して助成します。

- 1 特例期間の延長（令和4年3月末まで延長予定）
- 2 業況の再確認（業況特例を利用している場合は、令和4年1月1日以降売上げ書類等の再提出が必要）

◆ 産業雇用安定助成金（在籍型出向等による雇用維持）

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、事業の一時的な縮小を行う企業が、人手不足などの企業との間で「在籍型出向」を活用して従業員の雇用維持を行った場合、出向中における賃金等経費の一部を出向元・出向先に助成するものです。

令和3年8月1日以降、グループ内企業間での「在籍型出向」について、助成金対象に追加となりました。

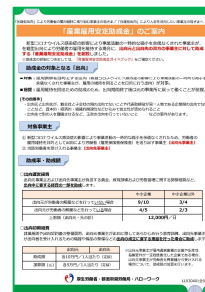
【出向の送り出し企業や、受け入れ企業に関する情報】

産業雇用安定センター栃木事務所：☎ 028-623-6181

【助成金に関するお問合せ】 各ハローワーク又は職業対策課分室へ

各ハローワーク：<https://jsite.mhlw.go.jp/tochigi-roudoukyoku/hw/list.html>

職業対策課分室：https://jsite.mhlw.go.jp/tochigi-roudoukyoku/newpage_00074.html



⑦ 事業者のための労働トピックセミナーを開催します。

最近の雇用情勢やコロナ禍における支援策、雇用保険制度の見直しの検討状況等を厚生労働本省の担当者が解説します。YouTubeライブによるオンラインで参加可能です！

◆日時 令和4年2月25日（金） 13:30～15:00

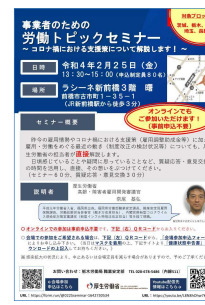
◆会場 ホテルラシーネ新前橋（前橋市古市町1-35-1）

◆内容 ○最近の雇用情勢

○雇用調整助成金等コロナ禍における支援策

○雇用保険制度改正の検討状況等、雇用・労働をめぐる最近の動き

○質疑（オンライン参加にも対応します）



詳しくは栃木労働局職業安定部職業安定課 雇用保険担当へお問い合わせください。☎ 028-678-5486

※コロナの感染状況により、中止になる場合があります。

⑧ 人材確保等支援助成金（テレワークコース）の支給対象が広がりました！

良質なテレワークを制度として導入し、実施することにより、労働者の人材確保や雇用管理改善等の観点から効果をあげる中小企業事業主の皆さまを支援します。

【改正内容：令和3年12月21日改正】

○テレワーク勤務を、新規に導入する事業主のほか、**試行的に導入している又は試行的に導入していた事業主も対象**となりました！

○以下のテレワーク用サービス利用料も助成対象となりました！（対象となる経費は初期費用：合計5万円（税抜）、利用料合計：35万円（税抜）まで）

●リモートアクセス、リモートデスクトップサービス、仮想デスクトップサービス

●web会議等に用いるコミュニケーションサービス など

詳しくは栃木労働局雇用環境・均等室へお問い合わせください。☎ 028-633-2795

